

2016年3月28日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局御中

武田薬品工業株式会社

グローバルIPヘッド 奥村洋一

## 第4回検証・評価・企画委員会における意見について

## 1. 産学連携機能の強化

産学連携活動の指標として、「特許権の実施許諾契約収入」や「共同・受託研究契約額」が利用されることが多いが、本来、産学連携はイノベーションにより日本に新しい産業を、そして雇用を生み出していくということが一番の目的であることから、この指標をもっと下流に設定することを検討していただきたい。例えば、当該発明技術から生まれた事業の生産額・販売額、雇用者数、事業価値などを指標とすることである。我々が大学に期待することは大学の実施料収入などではなく、日本国に有力な事業を創生するための大元の科学を生み出すことや応用技術の開発である。

現状では、契約件数、契約料や実施料収入などがその指標となっていることが多く、産学連携契約における交渉では本丸の技術開発の協力についてではなく、契約料や実施料に非常にこだわった不毛の議論となることが見られ、肝心の共同研究によって大事な将来のイノベーションに結び付く活動の阻害要因になり得る。たとえば、経済産業省の研究開発・イノベーション小委員会においても大学の課題として「産学の win-win を目指すのではなく、大学の短期的な収入を最大化することに躍起になっている」との指摘もある。特に、大学においては長期的な視点にたって、共同研究の目的を第一に考えられるよう指標のおき方も工夫していただきたい。

## 2. 省庁間の連携

各省庁が、多くの施策を精力的に実行してくださっていることは理解し、感謝する。ただ一方で、たとえば、産学連携に関する資料4は経産省、資料5は文科省の施策であり、それらがどのように連携されどのように成果を測るのが見え難い。各省庁がそれぞれの施策を実行したとしても、国全体としての施策の目標が達成されなければ意味が無い。そして、達成目標は各省庁の施策のゴールではなく、たとえば、産学連携が機能して日本からイノベーションが生まれたかどうか（出口）の指標を設定して判断していただきたい。

## 3. 知財紛争処理システムの機能強化

グローバル化が進展する中、日本でイノベーション創出を促進するためには日本が保有する知財の保護・活用を強化する必要がある。そのためには、まずは、海外企業に日本の裁判のことを知ってもらうことが重要ではないか。日本の裁判がフェアで安価であることを海外企業に理解してもらえれば、日本で訴訟を起こそうというインセンティブが働き、訴訟件数が増え、これが好循環となって日本での知財の価値向上に繋がり、加えて、知財訴訟の専門化の育成もさらに進むと考えられる。具体的には、訴訟の透明性を高める以下の方策が考えられる。

- (1) 訴訟関連情報の英語による公開
- (2) アミカスブリーフを制度として導入

以上